

特定口座約款の一部改正について

(2026年4月13日実施)

(下線部分が改正部分を示す。)

改 正	現 行
特定口座約款	特定口座約款
<p>第1条 (約款の趣旨) ～ (省略)</p> <p>第5条 (特定上場株式配当等勘定における処理)</p> <p>第6条 (特定口座開設後の取引)</p> <p>特定口座を開設されたお客様が当会との間で行う上場株式等の取引に関しては、お客様から特段の申出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものとします。</p> <p>2 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する約款」に基づく非課税口座を開設されているお客様（その年分の<u>特定累積投資勘定もしくは特定</u>非課税管理勘定が当会の非課税口座に設けられているお客様に限り、）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます。）に限り、）の取引を当該<u>特定累積投資勘定もしくは当該特定</u>非課税管理勘定で行うか、<u>または</u>特定口座で行うかを選択するものとします。<u>ただし、上記取引を当該特定累積投資勘定で行うか、特定口座で行うかの選択が可能な銘柄は、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」第2条の2に定める特定銘柄に限り、</u></p> <p>第7条 (特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等) ～ (省略)</p> <p>第12条 (贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ)</p> <p>第13条 (特定口座年間取引報告書の送付)</p> <p>当会は、法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに、お客様に交付します。</p> <p>2 前項にかかわらず、第<u>19</u>条により特定口座が廃止されたときは、当会は、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様</p>	<p>第1条 (約款の趣旨) ～ (省略)</p> <p>第5条 (特定上場株式配当等勘定における処理)</p> <p>第6条 (特定口座開設後の取引)</p> <p>特定口座を開設されたお客様が当会との間で行う上場株式等の取引に関しては、お客様から特段の申出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものとします。</p> <p>2 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理<u>および</u>非課税累積投資に関する約款」に基づく非課税口座を開設されているお客様（その年分の非課税管理勘定が当会の非課税口座に設けられているお客様に限り、）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます。）に限り、）の取引を当該非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。</p> <p>第7条 (特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等) ～ (省略)</p> <p>第12条 (贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ)</p> <p>第13条 (特定口座年間取引報告書の送付)</p> <p>当会は、法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに、お客様に交付します。</p> <p>2 前項にかかわらず、第<u>18</u>条により特定口座が廃止されたときは、当会は、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様</p>

改 正	現 行
<p>に交付します。</p> <p>3 ～ (省略)</p> <p>4 第 14 条 (所得金額の計算) ～ (省略)</p> <p>第 17 条 (出国・帰国時の取扱い)</p> <p><u>第 18 条 (取引の制限等)</u></p> <p><u>当会は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第 19 条 (特定口座の廃止)</p> <p>この契約は、投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定第 20 条のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。</p> <p>① ～ (省略)</p> <p>④</p> <p>2 (省略)</p> <p>第 20 条 (免責事項) (省略)</p>	<p>に交付します。</p> <p>3 ～ (省略)</p> <p>4 第 14 条 (所得金額の計算) ～ (省略)</p> <p>第 17 条 (出国・帰国時の取扱い)</p> <p>(追加)</p> <p>第 18 条 (特定口座の廃止)</p> <p>この契約は、投資信託総合取引規定第 10 条第 1 項または第 2 項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定第 19 条のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。</p> <p>① ～ (省略)</p> <p>④</p> <p>2 (省略)</p> <p>第 19 条 (免責事項) (省略)</p>

改 正	現 行
第 <u>21</u> 条 (約款の変更) (省略)	第 <u>20</u> 条 (約款の変更) (省略)
第 <u>22</u> 条 (合意管轄) (省略)	第 <u>21</u> 条 (合意管轄) (省略)